# 監事監查規程

(目的)

- 第1条 本規程は、特定非営利活動法人こどもの里(以下「当団体」という。)における監事の監査に関する基本的な事項を定めることを目的とする。
  - 2. 監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、本規程に基づきこれを行う。

#### (基本理念)

第2条 監事は、当団体の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当団体の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

#### (職務)

第3条 監事は、定款第14条第5項各号に定める職務を行う。

#### (理事等の協力)

- 第4条 理事及び従業員(以下「理事等」という。)は、法令、定款及び本規程に定める監事の業務遂行に協力するものとする。
  - 2. 理事及び理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

#### (監査の実施)

- 第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。
  - (1) 当団体の運営又は事業の実施に係る重要な文書
  - (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
  - (3) 役員による利益相反行為
  - (4) 財産の状況
  - (5) 経理規程第41条第1項に規定する財務諸表等(以下「財務諸表等」という。)
  - (6) その他法令、定款又は内部規程に定める事項
  - 2. 監事は、いつでも、理事等に対して事業の報告を求め、又は当団体の業務若しくは財産の状況の調査をすることができる。

#### (会議への出席)

- 第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 2. 監事は、理事会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
  - 3. 監事は、理事会以外に開催される当団体に係る重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

## (理事会への報告等)

- 第7条 監事は、理事等が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、 又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、 遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - 2. 前項に規定する場合において、監事は、必要があると認めるときは、理事長(理事長に事故等があるときはあらかじめ指名された理事)に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 3. 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、自ら理事会を招集することができる。
  - 4. 監事は、当団体の業務の適正かつ合理的な運営のため、理事に対し、必要な意見を述べることができる。

#### (差止請求)

第8条 監事は、理事が当団体の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

#### (理事等からの報告への対応)

第9条 監事は、理事等から、理事等が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、 又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受け た場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

## (会計方針等に関する意見)

- 第10条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合に は、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。
  - 2. 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

## (財務諸表等の監査)

第11条 監事は、経理規程第35条第2項の規程に基づき、理事長から事業報告書及び計算書類を受領し、これらの書類について監査し、意見があるときはこれを付さなければならない。

## (監査報告)

- 第12条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。また、監事の間で異なる意見がある場合には、各意見を監査報告に記載する。
  - 2. 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。
  - 3. 監事は前 2 項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

#### (改廃)

第13条 本規程の改廃は、監事全員の同意により行い、これを理事会に報告する。

本規程は、令和6年2月27日から施行する。